

2025年度（令和7年度）福山市立福山中学校入学者選抜実施要項

1 募 集

(1) 出願資格

福山市立福山中学校に出願できる者は、2025年（令和7年）3月に小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業する見込みの者又は義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、次のア、イのいずれかに該当する者とする。

ア 保護者（保護者とは、当該児童に対して親権を行う者をいい、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ）の住所が福山市内にある者

イ 入学願書提出時において、保護者の住所が福山市外にある者（海外居住者を含む）で、2025年（令和7年）4月1日までに、福山市内に保護者が居住する予定の者

なお、この場合においては、入学願書提出前に学区外出願の手続きを必要とする。

(2) 定 員 120人

(3) 入学者選抜料

ア 金 額 2,200円

イ 納付方法

納付書（様式1）に必要事項を記入し、納付書に記載された福山市指定金融機関又は福山市収納代理金融機関において納付する。納付した際に受け取る「納付済証明書（入学願書貼付用）」を、入学願書・入学者選抜受検票（様式2）に貼付して、提出する。

納付された入学者選抜料は、いかなる理由があっても還付しない。

ウ 納付期限

2025年（令和7年）1月16日（木）までとする。

2 出 願

(1) 期 間

2025年（令和7年）1月8日（水）から1月16日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く）とし、受付時間は午前9時から午後4時半まで（正午から午後1時を除く。又1月16日（木）は正午まで）とする。

(2) 提出方法

志願者が在籍する学校長は、原則持参により、出願書類を提出する。

やむをえず、郵送により提出する場合は、次により行うものとし、志願者が在籍する学校長は郵送後、速やかに電話により福山中学校長に郵送した旨の連絡を行う。

- ・簡易書留郵便により、2025年（令和7年）1月15日（水）必着とする。
- ・封筒は、角形2号（縦332mm×横240mm）を使用し、「出願書類在中」と朱書きする。
- ・入学者選抜受検票送付のため、返信先の郵便番号、住所、保護者名、志願者名を明記し、460円分の切手を貼付した長形3号（縦235mm×横120mm）の封筒を出願書類とともに同封する。
- ・郵 送 先 福山市立福山中学校 入学者選抜事務局

〒720-0843 福山市赤坂町赤坂910番地

(3) 手 続

ア 保護者の住所が福山市内にあり、福山市立の学校に在籍する者

・志願者の保護者は、次の①から③までの書類に必要事項を記入し、取り揃え、志願者が在籍する学校長に提出する。

① 入学願書・入学者選抜受検票(様式2)

② 志望理由書(様式3)

③ 選抜結果通知用の封筒(角形2号)

・志願者が在籍する学校長は、次の④及び⑤を作成し、志願者の保護者から提出された①から③までの書類とともに、福山中学校長に提出する。

④ 調査書(様式4)

⑤ 志願者名簿(様式5) 2部

イ 保護者の住所が福山市内にあり、福山市立以外の学校(私立小学校等)に在籍する者

志願者の保護者は、次の①から③までの書類に必要事項を記入し、志願者が在籍する学校長から④の発行を受け、①から④までの書類を取り揃え、福山中学校長に提出する。

① 入学願書・入学者選抜受検票(様式2)

② 志望理由書(様式3)

③ 選抜結果通知用の封筒(角形2号)

④ 調査書(様式4)

※ 保護者の住所は福山市内にあるが、現在志願者とは同居していない。他市町の公立学校に通学している等、状況によって別途必要な書類がある可能性があります。裏表紙記載の問い合わせ先にご確認ください。

出願書類一覧

出 願 書 類		備 考
①	入学願書・入学者選抜受検票(様式2)	入学者選抜料の「納付済証明書」及び写真を貼付したもの(写真は6か月以内に撮影した正面・上半身のもの。サイズは縦4cm×横3cmで、カラー・白黒は問わない)
②	志望理由書(様式3)	「福山中学校に入学しようと思った理由と入学後がんばりたいと思っていること」を志願者本人が記入したもの
③	選抜結果通知用の封筒	角形2号(縦332mm×横240mm)の封筒に、選抜結果通知先の郵便番号、住所、保護者名、志願者名を明記し、490円分の切手を貼付したもの
④	調査書(様式4)	志願者が在籍する学校長が指導要録に基づいて作成したもの
⑤	志願者名簿(様式5)	志願者が在籍する学校長が作成したもの(2部提出)

(4) 学区外からの出願

出願時において、保護者の住所が福山市外にある者(海外居住者を含む)で、2025年(令和7年)4月1日までに、福山市内に保護者が居住する予定の者が出願する場合には、入学願書提出の前に、福山市教育委員会に必要書類を提出し、学区外からの出願許可(学区外出願許可指令書(様式9)の交付)を受けなければならない。

(※ 手続方法は下の点線枠内に記載)

学区外からの出願許可を受けた志願者の保護者は、次の①から③までの書類に必要事項を記入し、志願者が在籍する学校長から④の発行を受け、学区外出願許可指令書及び①から④までの書類を取り揃え、福山中学校長に提出する。

- ・ 学区外出願許可指令書
- ① 入学願書・入学者選抜受検票(様式2)
- ② 志望理由書(様式3)
- ③ 選抜結果通知用の封筒(角形2号)
- ④ 調査書(様式4)

※「学区外出願許可指令書」交付申請手続

ア 申請期間

2024年(令和6年)11月27日(水)から12月5日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く)とし、受付時間は午前9時から午後5時まで(12月5日(木)は正午まで)とする。

なお、申請のための書類提出は、原則持参とする。

イ 提出書類

- ・ 学区外からの出願に係る提出書類等(別表1(P7)による)
- ・ 学区外出願許可指令書の送付用封筒(長形3号(縦235mm×横120mm))に、返信先の郵便番号、住所、保護者名、志願者名を明記し、460円分の切手を貼付したもの

ウ 提出先

福山市教育委員会 学びづくり課

〒720-8501 福山市東桜町3番5号 TEL(084)928-1183

エ 交付方法

郵送により2024年(令和6年)12月20日(金)までに、志願者に交付する。

3 入学者選抜

(1) 方針

選抜は、「2025年度(令和7年度)福山市立福山中学校入学者選抜の基本方針」に基づき行うものとする。

(2) 選抜の方法、内容及び取扱い

選抜の方法		内 容	取 扱 扱 い
適性検査	検査1 (45分)	資料等をもとに、課題を発見し解決する過程を多様な方法で表現する	120点満点とする
	検査2 (45分)	与えられたテーマや文章に基づき、自分の思いや考え等を文章で表現する	80点満点とする
志望理由書		「福山中学校に入学しようと思った理由と入学後がんばりたいと思っていること」を志願者本人が記入する	選考の補助資料とする
調査書		<ul style="list-style-type: none"> 指導要録に基づき作成されたものとする 記載事項は、5、6年生時のものとする 6年生時については、2学期末(2学期制にあっては前期末)現在とする 	<ul style="list-style-type: none"> 各教科の学習の記録の評定を選考の資料として活用する 各教科の学習の記録の観点別学習状況、総合的な学習の時間の記録、特別活動の記録、行動の記録及び出欠の記録を選考の補助資料とする

(3) 適性検査の実施

ア 期 日 2025年(令和7年)1月25日(土)

イ 場 所 福山市立福山中・高等学校
福山市赤坂町赤坂910番地 (JR備後赤坂駅より徒歩12分)
※ 駐車場：グラウンド

(駐車できる台数に制限があるので、できるだけ公共交通機関を利用する)

ウ 集 合 午前9時15分までに、受検番号により指定した教室に入室し、座席で待機すること。

エ 日 程

検 査 内 容 等	時 間
点 呼 ・ 注 意	9 : 1 5 ~ 9 : 3 0
検 査 1	9 : 4 0 ~ 1 0 : 2 5
検 査 2	1 1 : 0 0 ~ 1 1 : 4 5

オ 持 参 物

- ・入学者選抜受検票
 - ・鉛筆(シャープペンシルや俳句、和歌などが書かれた鉛筆は不可とする)
鉛筆削り、消しゴム、ものさし(分度器のついたもの及び三角定規は不可とする)
 - ・上履き、靴を入れる袋
 - ・時計(辞書、計算等の機能付きのものは不可とする)
 - ・座布団(椅子の高さを調整するために持参してよい)
- ※ 携帯電話、その他検査問題の解答上有利と考えられるものは、検査場内への持込みはできない。(万一、検査開始後に、検査場内に携帯電話等持込みを認められていないものを持ち込んでいることが発覚した場合には不正行為とみなす)

(4) 合格者の決定

- ア 中学校長は、校長を委員長とする入学者選抜委員会を設置して、選考を行うものとする。
- イ 中学校長は、適性検査、志望理由書及び調査書の結果を総合的に判断して決定する。

(5) 選抜結果の通知

- ア 選抜結果は、様式10又は様式11により2025年(令和7年)2月5日(水)までに、受検者全員に郵送により通知する。なお、電話等による問い合わせには応じない。
- イ 志願者が在籍する学校長には、2025年(令和7年)2月20日(木)以降、様式12により当該志願者の選抜結果一覧を送付する。

4 合格者の手続

(1) 入学を確約する者

2025年(令和7年)2月5日(水)から2月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)に入学確約書(様式13)、就学承諾書(様式14)、指定中学校等の「入学通知書」(教育委員会が交付したものを福山中学校に持参し提出する。受付時間は午前9時から午後4時半まで(正午から午後1時を除く)とする。なお、郵送は原則不可とする。入学確約書(様式13)を提出した者は、福山中学校への入学を辞退することはできない。

(2) 入学を辞退する者

2025年(令和7年)2月5日(水)から2月14日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く)に入学辞退届(様式15)を福山中学校に持参し提出する。受付時間は午前9時から午後4時半まで(正午から午後1時を除く)とする。なお、期間内必着で郵送も可とする。

(3) 欠員の補充

入学辞退者が生じた場合は、順次、入学願書に記入してある連絡先に繰り上げ合格の電話連絡を行い、欠員を補充する。その期間は、原則、2025年(令和7年)2月19日(水)までとする。

5 その他

(1) 結果の簡易開示

不合格になった者及びその法定代理人(親権者又は未成年後見人をいう。以下同じ)は、選抜結果について次の要領で簡易開示を請求することができる。

ア 開示内容

適性検査1及び検査2の得点

イ 開示手続

開示を請求する者は、本人又はその法定代理人であることを確認できる書類(別表2(P8))を持参の上、福山中学校において口頭で開示の請求をする。

福山中学校長は、開示を請求する者が正当な請求者であることを確認した後、原則として閲覧により開示する。ただし、請求者が了解する場合は、口頭により開示することもできる。

ウ 開示期間

2025年(令和7年)3月3日(月)から3月11日(火)まで(土曜日又は日曜日を除く)とする。受付時間は原則として午前9時から午後4時まで(正午から午後1時を除く)とする。

エ 開示場所

福山市立福山中学校

(2) 入学許可取り消し

出願にあたっての虚偽の事実(住所・調査書の記載事項等)があることが確認されたときは、入学許可後であっても入学を取り消すことがある。

別表 1

学区外からの出願に係る提出書類

主な出願理由 必要書類	転 勤	転 居	海外 居住者	そ の 他
学区外出願許可願(様式6)	○	○	○	○
居住確約書(様式7)	○	○	○	客観的事実を 証明するもの
保護者及び志願者の住民票記載事項証明書	○	○		
転勤(予定)証明書	○			
建築確認通知書、家屋売買契約書、家屋の所有を証明するもの又は賃貸契約書等の写し		○		
在留証明書			○	
出身学校長意見書(様式8)	○	○	○	○

注：状況によっては、上記以外の証明書類等を求める場合がある。

別表 2

入学者選抜の結果に係る簡易開示において本人等であることを確認する書類

請求者	区 分	必 要 書 類
受検者本人	請求者が受検者本人であることを確認する書類 ※写真のない書類にあっては複数の書類により確認	<ul style="list-style-type: none"> ・福山中学校入学者選抜受検票 ・受検者が在籍する学校の在学に係る証明書 ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・旅券 ・健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ・官公署の発行する身分証明書 ・その他下欄に掲げる書類 等
受検者の法定代理人（親権者等）	ア 請求者が法定代理人本人であることを確認する書類 ※写真のない書類にあっては複数の書類により確認	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード（マイナンバーカード） ・運転免許証 ・旅券 ・健康保険、国民健康保険又は船員保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・厚生年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書 ・共済年金又は恩給等の証書 ・船員手帳 ・海技免状 ・猟銃・空気銃所持許可証 ・戦傷病者手帳 ・宅地建物取引主任者証 ・電気工事士免状 ・無線従事者免許証 ・毒物劇物販売業登録票 ・官公署の発行する身分証明書 ・印鑑登録証明書(印鑑登録手帳) ・上記書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換書類 ・外国政府が発行する外国旅券 等
	イ 受検者が未成年者又は成年被後見人であることを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・戸籍謄本・抄本(発行後1か月以内のもの) ・住民票の写し(発行後1か月以内のもの) ・家庭裁判所の証明書(発行後1か月以内のもの) 等
	ウ 請求者が法定代理人であることを確認する書類	<ul style="list-style-type: none"> ※続き柄が分かる書類をご用意ください。

注：受検者の法定代理人の場合、区分におけるア、イ及びウの全てに係る書類が必要である。

参考資料

福山市立福山中・高等学校学則(抜粋)

平成15年10月20日
教育委員会規則第24号

(入学資格)

第14条 福山中学校に入学することのできる者は、小学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は義務教育学校の前期課程を修了した者とする。

(通学区域)

第15条 福山中学校の通学区域は、福山市全域とする。

(就学することができる者)

第16条 福山中学校に就学することのできる者は、その保護者(親権者又は未成年後見人(親権者又は未成年後見人に事故等のやむを得ない事由があるときは、その代理人をいう。以下同じ)をいう。以下この章において同じ)が前条の通学区域内に住所(保護者が法人である場合においては、主たる事務所の所在地)を有する者とする。

2 前項の代理人は、独自の生計を営む成年の者でなければならない。

(入学の出願)

第17条 福山中学校の入学志願者は、保護者と連署した入学願書を、所定の出願期限内に福山中学校の校長に提出しなければならない。

(略)

(入学手続及び入学許可)

第18条 校長から入学者の選抜に合格した旨の通知を受けた者は、校長が定める期日までに、入学確約書、就学承諾書及び入学通知書を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項に定める入学手続をした者については、入学を許可する。

(略)